

令和8年度における独立行政法人造幣局の中小企業者に関する契約の方針

令和8年6月
独立行政法人造幣局

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和8年4月21日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和8年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和8年度の独立行政法人造幣局における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度の実績を上回るよう努め、比率が48.0%、金額が約130.3億円になるよう目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目標とするものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、新規中小企業者の契約比率については、1.15%を目指して、受注の機会の増大に努めるものとする。

3 推進体制の整備

中小企業者の受注の機会の増大のため、推進連絡会議を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進連絡会議においては、実績及び課題の把握並びに調達担当課に対する情報提供等を行う。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、調達担当課は、次の事項について取り組むこととする。

1 官公需情報の提供の徹底

発注見通し及び入札情報をホームページへ掲載することによって、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

また、官公需相談窓口を常設し、官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続き等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。

2 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

なお、中小企業・小規模事業者が受注した契約において、価格転嫁・取引適正化を図るため、予定価格への最新の実勢価格の反映、低入札価格調査制度の適切な活用、契約期間中に発生した労務費や物価等の上昇への対応など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、調達担当課は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、可能な限り新規中小企業者から見積書を徴取するよう努める。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大にし必要な事項

推進連絡会議事務局は、中小企業庁等から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を調達担当課に提供する。

別紙

中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

